

## 渋川市総合評価落札方式試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、渋川市が発注する公共工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10の2（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が渋川市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他必要と認める工事

### (総合評価落札方式による評価の方法)

第3条 総合評価落札方式による評価の方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点 技術提案、施工計画、施工能力等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、総合評価点算定基準（別表）に基づき配点するものとする。

### (入札方法等)

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、一般競争入札又は指名競争入札により実施するものとする。

### (学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、次の各号に掲げるときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) 前号の規定による意見聴取において、落札者の決定にあたり再度意見聴取の必要があるとされたとき。

### (総合評価落札方式の適用及び落札者決定基準の決定)

第6条 市長は、前条の意見聴取の結果を考慮し、総合評価落札方式により入札を行うことの適否、落札者及び落札者決定基準を決定するものとする。

### (評価項目算定資料の提出)

第7条 入札参加者は、入札に際し次の各号に定める価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）を提出するものとする。

- (1) 総合評価落札方式における評価項目算定資料の提出について（様式第1号）
- (2) 価格以外の評定点算定表（様式第2号）
- (3) 企業工事成績対象工事一覧（様式第3号）
- (4) 施工実績評価資料（様式第4号）

- (5) 除雪作業等地域貢献実績評価資料（様式第5号）
- (6) 災害時等地域貢献実績評価資料（様式第6号）
- (7) 配置予定技術者工事成績対象工事（様式第7号）
- (8) 配置予定技術者施工実績評価資料（様式第8号）

2 評価項目算定資料を期限までに提出しない者は失格とする。

3 提出された評価項目算定資料の変更は認めないものとする。

（落札者決定の方法）

第8条 総合評価落札方式で定める落札者決定の方法は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 入札者のうち、次の要件をすべて満たす者を審査対象とするものとする。

ア 評価項目算定資料を提出した者

イ 入札書が無効でない者

(2) 前号に定める審査対象者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者を対象に総合評価を行うものとする。

(3) 入札書の開札は、価格以外の評価点を決定した後に行うものとする。

(4) 総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、第5条第2項の規定において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたものについては、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

(5) 総合評価点の最も高い者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

（落札者決定の通知等）

第9条 市長は、落札者が決定したときは、落札者の決定通知を次のとおり行うものとする。

(1) 紙入札の場合は、落札者に落札決定通知書（様式第8号）により、落札者以外の入札者に入札結果通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(2) 電子入札の場合は、ぐんま電子入札共同システムにより通知するものとする。

2 第1項により落札者が決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第10号）により閲覧に供し公表するものとする。

（入札参加者への周知）

第10条 契約担当者は、この要領に基づき総合評価落札方式による入札を実施する際は、入札参加者に対し、次の事項を周知するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。

(3) 評価項目算定資料を提出すること。

(4) 落札者決定基準及び決定方法に関すること。

(5) 総合評価落札方式に関する審査結果が公表されること。

（価格以外の評価内容の確保）

第11条 第7条各号に掲げる評価項目算定資料等の提出に関し、虚偽記載等明らか

かに悪質な行為があった場合は、契約の解除を行うとともに指名停止処分等の措置を講じることとする。

(入札実施における特例)

第12条 この要領に基づき入札を行うときは、自治令第167条の10第2項に規定する最低制限価格制度を適用するものとする。

(秘密の保持)

第13条 総合評価落札方式に関する審査結果を除き、評価項目算定資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別紙

総合評価点算定基準

- 1 総合評価点の算定方法  
 総合評価点は、入札書が無効でない者、最低制限価格以上かつ予定価格以下の者（失格となった者を除く。）について、次の算式により算定する。  
 総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点
- 2 評価点の配点  
 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。  
 ア 価格点 85点  
 イ 価格以外の評価点 15点
- 3 価格点の算定方法  
 (1) 価格点は、次の算式により算定する。  
 価格点 = 配点 (85点) × 最低価格 / 入札価格  
 [小数点以下第4位を四捨五入]  
 (2) 最低価格は各入札者（失格となった者を除く。）の入札金額（消費税等を含まない。以下同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。
- 4 価格以外の評価点の算定方法  
 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

【企業関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
企業工事成績評価 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の工事の渋川市工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	4.0点	75点以上	4.0点
		65点を超え75点未満 （小数点以下第4位四捨五入）	(平均点-65) ×4.0÷10点
		65点以下	0点
企業の施工実績 同種工事を元請として施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 同種工事は、「5」の要件による。	2.0点	5年以内の実績あり	2.0点
		5年を超える実績あり	1.0点
		実績なし	0点
優良建設工事表彰の受賞 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の工事における渋川市優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	1.0点	表彰あり	1.0点
		なし	0点
除雪作業等の地域貢献 入札日から過去1年間に渋川市との除雪作業業務に関する契約の締結の有無、入札日の属する年度から過去3年間に渋川市が管理する道路等の除雪作業に関して緊急な出勤の有無により評価する。	1.0点	1年以内の契約締結があり、3年以内の出勤実績もある	1.0点
		1年以内の契約締結はある（ない）が、3年以内の出勤実績がない（ある）	0.5点
		1年以内の契約締結もなく、3年以内の出勤実績もない	0点

災害時等の地域貢献 入札日から過去1年間に渋川市との災害時 急対策業務の協力に関する協定の締結の有無、 入札日の属する年度から過去3年間に、災害時 の応急対策等、渋川市が管理する社会資本の維 持管理に関して緊急な出勤の有無により評価す る。	1.0点	1年以内の契約締結 があり、3年以内の 出勤実績もある	1.0点
		1年以内の契約締結 はある(ない)が、 3年以内の出勤実績 がない(ある)	0.5点
		1年以内の契約締結 もなく、3年以内の 出勤実績もない	0点
小 計	9.0点		

【技術者関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の 工事の渋川市工事成績評定点(特定建設工 事共同企業体の構成員としての評定点を含む。) の最高点により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を65 点とみなす。	3.0点	75点以上	3.0点
		70点以上75点未満	2.0点
		65点を超え70点未満	1.0点
		65点以下	0点
配置予定技術者の施工経験 同種工事を主任技術者又は監理技術者として 施工した経験により評価する。 同種工事は、「5」の要件による。	1.0点	5年以内の実績あり	1.0点
		5年を超える実績あ り	0.5点
		実績なし	0点
配置予定技術者の所有資格 資格の取得状況により評価する。 評価の対象とする資格は「6」の要件による。	1.0点	6(1)に示す資格 を 所有している	1.0点
		6(2)に示す資格 を 所有している	0.5点
		所有資格なし	0点
優良施工管理表彰の受賞 入札日の属する年度の前年度から過去3年間 の工事における渋川市優良施工管理表彰の 受賞(特定建設工事共同企業体の構成員として の受賞を含む。)の有無により評価する。	1.0点	表彰あり	1.0点
		なし	0点
小 計	6.0点		
合 計	15.0点		

5 同種工事(工事)

価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。  
平成 年度以降に完成引き渡し完了した、国、群馬県及び渋川市(合併  
前の市町村を含む)発注の が 以上の 工事

6 配置予定技術者の所有資格

(1) 評価項目 「配置予定技術者」の1点となる資格は、次の資格とする。

- ア 1級 施工管理技士
- イ 1級 士
- ウ 技術士 等

(2) 評価項目 「配置予定技術者」の0.5点となる資格は、次の資格とする。

- ア 2級 施工管理技士
- イ 2級 士 等

7 評価項目算定資料の取扱い

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の工事成績評価、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。
- (2) 工事成績評価（企業項目、技術者項目）については、入札日の属する年度の前年度から過去3年間に成績評価された工事とする。なお、上記の工事成績評価について、不明なものがある場合は、渋川市に確認することができる。